

## 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成28年度大潟村一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 22,874千円  
 (歳出) 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 453,316千円

### 【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	村債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	91,935	29,996			6,854	55,085
	障害者福祉事業	45,937	36,328			900	8,709
	高齢者福祉事業	40,554	181		20,113	1,340	18,920
	児童福祉事業	110,481	47,465		8,466	3,380	51,170
	小計	288,907	113,970		28,579	12,474	133,884
社会保険	国民健康保険事業	13,954	8,583			600	4,771
	介護保険事業	35,927	54			2,560	33,313
	後期高齢者医療事業	40,002	5,340			2,140	32,522
	小計	89,883	13,977			5,300	70,606
保健衛生	疾病予防対策事業	48,512	1,705		3,344	3,380	40,083
	診療所事業	26,014				1,720	24,294
	小計	74,526	1,705		3,344	5,100	64,377
<b>合計</b>		<b>453,316</b>	<b>129,652</b>		<b>31,923</b>	<b>22,874</b>	<b>268,867</b>